



平成16年度

施設利用者の地域生活移行への支援

全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会委員 平 孝

Point of View

平成12年の社会福祉法において、社会福祉を経営する者の責務として、他の事業者や地域住民等と協力し合って、地域福祉の推進に努めなければならないことが規定されました。

平成14年12月に作成された新しい障害者基本計画では、施設サービスの再構築として、障害者本人の意向を尊重し、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討し、「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促進すると謳われています。

そして、平成16年10月、今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）が厚生労働省障害保健福祉部より提案され、基本的な視点の中で、創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直し、地域福祉を実現することが必要であると謳われました。

全国身体障害者施設協議会では、小委員会として設置していた「在宅サービス小委員会」を平成15年度より在宅サービス委員会（委員長：仁田ミチ子・徳島県有誠園施設長、身障協副会長）として常設委員会とし在宅サービスの充実ならびに推進について検討するとともに、特別委員会として重度障害者の地域移行プログラム検討委員会（委員長：仁田ミチ子）を設置し、施設利用者の地域生活への移行について検討を重ねております。昨年度はその考え方を中心に中間報告がなされ、今年度はより具体的な報告を行う予定となっています。

今年度の第29回全国身体障害者施設協議会研究大会においても、施設利用者の地域生活移行へのさまざまな取り組みが研究発表されました。

皆様の施設でも、さまざまな取り組みをされていることと思いますが、今回はその内の3つ（「ALS患者・在宅生活へ向けた実践報告」「地域生活を想定した支援の試み」「私はこうして地域生活を実現した」）を「施設利用者の地域生活移行への支援」として特集し、紹介させていただきます。

利用者の方々にとって、よりよい地域生活とは何かを考える材料の1つとなれば幸いです。